

新	旧
<p style="text-align: center;">JA バンクアプリ利用規定</p> <p>(2020年10月14日実施) JAバンクアプリ利用規定（以下「本規定」といいます。）は、「JA サービス ID 利用規定」に定める接続事業者として JA バンクが提供する「JA バンクアプリ」（以下「本アプリ」といいます。）をご利用いただく際の取扱いにつき定めるものです。</p> <p>第1条（省略）</p> <p>第2条（本アプリの概要） 本アプリが提供する主なサービスは以下のとおりです。</p> <p>（1）貯金残高照会 当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金、通知貯金、定期貯金、積立式定期貯金、譲渡性貯金、定期積金の残高が照会できます。</p> <p>（2）入出金明細照会 1 当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金の入出金明細が照会できます。 2 本アプリ利用開始以降、入出金明細データを蓄積し、照会可能期間は最大 25 か月間となります（ただし、JA サービス ID の登録を解除した場合は蓄積したデータの連続性が無くなります。また、JA バンクが合併・店舗統廃合等を行った場合等は、蓄積したデータの連続性が無くなる場合があります）。</p> <p>(3) 投信残高照会 投資信託の時価評価額や評価損益、運用損益（トータルリターン）等が照会できます。</p> <p>(4) 定期預入明細照会 通知貯金、定期貯金、積立式定期貯金、定期積金の契約情報が照会できます。</p> <p>(5) JA バンクの商品またはサービスに関する情報配信 本アプリを通じて、JA バンクや JA バンクの提携先等が取り扱う商品またはサービスに関する情報配信（登録いただいたメールアドレスあての E メール配信を含む。）を行うことがあります。あらかじめご了承ください。</p> <p>(6) 各種ウェブサイト・アプリ等へのリンク等 本アプリから、JA バンクや JA バンクの提携先等が取り扱う商品またはサービスに関するウェブサイトやアプリ等へ遷移することができます。</p>	<p style="text-align: center;">JA バンクアプリ利用規定</p> <p>(2019年12月2日実施) JAバンクアプリ利用規定（以下「本規定」といいます。）は、「JA サービス ID 利用規定」に定める接続事業者として JA バンクが提供する「JA バンクアプリ」（以下「本アプリ」といいます。）をご利用いただく際の取扱いにつき定めるものです。</p> <p>第1条（同左）</p> <p>第2条（本アプリの概要） 本アプリが提供する主なサービスは以下のとおりです。</p> <p>（1）貯金残高照会 当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金、通知貯金、定期貯金、積立定期貯金、譲渡性貯金、定期積金の残高が照会できます。</p> <p>（2）入出金明細照会 1 当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金の入出金明細が照会できます。 2 本アプリ利用開始以降、入出金明細データを蓄積し、照会可能期間は最大 25 か月間となります（ただし、JA サービス ID の登録を解除した場合は蓄積したデータの連続性が無くなります。また、JA バンクが合併・店舗統廃合等を行った場合等は、蓄積したデータの連続性が無くなる場合があります）。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) JA バンクの商品またはサービスに関する情報配信 本アプリを通じて、JA バンクや JA バンクの提携先等が取り扱う商品またはサービスに関する情報配信（登録いただいたメールアドレスあての E メール配信を含む。）を行うことがあります。あらかじめご了承ください。</p> <p>(4) 各種ウェブサイト・アプリ等へのリンク等 本アプリから、JA バンクや JA バンクの提携先等が取り扱う商品またはサービスに関するウェブサイトやアプリ等へ遷移することができます。</p>

新	旧
<p>第3条（利用対象者） 本アプリをご利用いただける方は、JAバンクのキャッシュカードをお持ちで、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、所定の利用登録を行い、かつJAバンクが当該登録を承諾した本邦居住の<u>個人</u>の方のみとします。</p> <p>第4条～第22条（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第3条（利用対象者） 本アプリをご利用いただける方は、JAバンクのキャッシュカードをお持ちで、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、所定の利用登録を行い、かつJAバンクが当該登録を承諾した本邦居住の<u>（追加）</u>の方のみとします。</p> <p>第4条～第22条（同左）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

附 則（2020 J 革特発第329号）

（実施日）

この規定は、2020年10月14日から実施する。